

吹田市下水道条例及び吹田市下水道条例施行規則の一部改正の骨子案

1 改正理由

吹田市下水道条例及び吹田市下水道条例施行規則は、吹田市下水道行政を進めるにあたり必要な事項を定めていますが、近年の開発事業の動向や下水道に関する技術進歩等により実態と合致しなくなった部分に関して、見直しを行うものです。

2 改正内容

新設等をする場合の排水設備の構造基準

(1) 排水人口や排水面積の区分により規定している排水管の内径の基準の一部を見直すとともに、大規模な敷地面積（1500㎡以上）の区分の排水管の内径の基準を追加します。また、排水管の勾配に係る基準を新設します。【条例及び規則】

(2) 塩化ビニル製のますを一定の深さに設置する場合等におけるますの内径の長さの基準を緩和します。【規則】

(3) 排水が、油脂類、ガソリン、土砂等排水設備の機能を著しく妨げ、又は排水設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な箇所に維持管理の容易な阻集器（グリストラップ）を設置しなければならないこととします。【規則】

3 施行予定日

令和5年（2023年）7月1日